

令和4年度

秋田県内部統制評価報告書審査意見書

秋 田 県 監 査 委 員

監 委 - 674
令和5年9月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久 様

秋田県監査委員 今 川 雄 策
秋田県監査委員 三 浦 英 一
秋田県監査委員 嶋 貢
秋田県監査委員 半 田 直 樹

令和4年度秋田県内部統制評価報告書の
審査意見書について

令和5年7月24日付けで提出された令和4年度秋田県内部統制評価報告書について、秋田県監査基準に準拠し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第5項に定める審査を実施したので、次のとおり意見書を提出します。

令和4年度秋田県内部統制評価報告書審査意見書

第1 審査の対象

「令和4年度秋田県内部統制評価報告書」

第2 審査の方法

内部統制の整備状況及び運用状況や、内部統制部局評価書などの評価に係る資料等を確認するとともに、内部統制推進部局及び評価部局に説明を求めた上で、次の観点により審査を実施した。

- ・知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されているか。
- ・内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか。
- ・「令和3年度秋田県内部統制評価報告書審査意見書」を踏まえた改善等が行われているか。

第3 審査の結果及び意見

1 審査の結果

上記のとおり審査した限りにおいて、財務に関する事務に係る内部統制は、運用上の重大な不備があることから、評価対象期間において有効に運用されていないとした判断は、相当である。

2 意見

内部統制を一層充実・推進し、「秋田県内部統制に関する方針」に掲げる目的の達成に資するよう、次のとおり意見を付する。

(1) 規範遵守の徹底について

令和2年度の県発注工事において、県職員が官製談合防止法違反等の疑いで逮捕・起訴された事案に続き、決裁者の印鑑を不正に使用して支出命令手続きを行ったという、県の財務事務に対する信用を失墜させる事案が発生したので、職員に規範遵守を徹底させるための取組を、一層進められたい。

(2) 事務ミス等について

確認シートの記載事項を十分に確認せず、事務ミスが発生したとして、令和3年度に続き、運用上の不備があると評価された項目があるので、リスク対応策が確実に実施されるよう、所要の措置を検討するとともに、運用上の不備があった事案については、再発防止策を策定の上、全庁に周知徹底されたい。

なお、県に直接的な損害は生じていないことから、重大な不備に該当しないと評価している事案についても、重大な不備に発展する蓋然性の高いものがあるので、評価に際しては十分留意いただきたい。

また、内部統制推進幹事会事務局は、事務ミスが発生し、その内容や講じた措置について当該課所から報告を受けた場合は、速やかに監査委員事務局に報告されたい。

(3) モニタリングの効果的な実施について

内部統制推進幹事会事務局と内部統制評価部局の合同による現地確認が行われたことは、内部統制の実効性の確保に寄与するものであり、今後もこの取組を推進されたい。

